

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)
第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用に
 ついては、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、
 同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	租税特別措置法
省略	省略	省略	省略	省略
第四十条第 四項第三号	第四十条第 四項第四号	所得税	所得税	第四十条第 四項第一号
当該所得税を	所得税	所得税(当該所得税)	所得税及び復興特別所得税(これらの税)	及び
これらの税を	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税	所得税及び復興特別所得税(これらの税)	所得税及び復興特別所得税(これらの税)	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えられた

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)
第三十三条 同上

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	租税特別措置法
同上	同上	同上	同上	同上
第四十条第 四項	第四十条第 四項	所得税	所得税	第四十条第 四項
当該所得税を	所得税	所得税(当該所得税)	所得税及び復興特別所得税(これらの税)	及び
これらの税を	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税	所得税及び復興特別所得税(これらの税)	所得税及び復興特別所得税(これらの税)	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えられた

			第四十条第二十項	第四十一条の三の四	
租税特別措置法	の額	所得税の	省略	所得税に係る	予定納税額を
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた租税特別措置法	の額及び復興特別所得税の額	所得税及び復興特別所得税の	省略	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に係る	予定納税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第十六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額を

			第四十条第十八項	第六十六条の七第四項第一号及び第六十六条の九の第三項第一号	
	同上	同上	同上	法人税	
	同上	同上	同上	復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税	

<p>第四十一条の三の五第一項</p>	<p>第四十一条の三の五第一項</p>	<p>同条第一項</p>	<p>第四十一条の三の四第二号</p>	<p>同条第一項</p>	<p>第四十一条の三の四第一号</p>
<p>前条第一号</p>	<p>所得税に</p>	<p>同条第一項</p>	<p>第一百十一条</p>	<p>同条第一項</p>	<p>第四百条</p>
<p>東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項、次項及び第四項において「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される前条第一</p>	<p>に</p>	<p>所得税法第一百十一条第一項</p>	<p>第一百十一条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）</p>	<p>項</p>	<p>第四百条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）</p>

	同法第百四条第一項の規定	同項	所得税の額	第百七条第一項各号	所得税に	同項の規定	同法第百四条第一項
号	所得税法第百四条第一項の規定及び特別措置法第百六条第一項の規定	同号の規定により読み替えて適用される所得税法第百四条第一項	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	第百七条第一項各号（特別措置法第百六条第二項において準用する場合を含む。）	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に	所得税法第百七条第一項（特別措置法第百六条第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定及び特別措置法第百六条第一項の規定	所得税法第百四条第一項（特別措置法第百六

	所得税の額	条第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）
第四十一条の三の五第四項	第四百四条第一項の規定	第四百四条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
同法第一百七十七条第一項の規定	所得税法第一百七十七条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定	
第四十一条の三の六第一項	所得税につき	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき
第四十一条の三の四第二号	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号	

<p>第四十一条の三の六第四項</p>	<p>第四十一条の三の六第四項</p>		<p>第四十一条の三の六第三項</p>	<p>第四十一条の三の六第二項</p>
<p>第百十一条第二項</p>	<p>所得税につき</p>	<p>第百十四条第一項の</p>	<p>所得税につき第四十一条の三の四第二号</p>	<p>同条第一項</p>
<p>第百十一条第二項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ</p>	<p>所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき</p>	<p>第百十四条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の</p>	<p>所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき特別措置法第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号</p>	<p>所得税法第百十三条第一項</p>
				<p>第百十三条（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）</p>

<p>第四十一条の三の六第五項</p>	<p>第四十一条の三の六第四項第一号</p>						
<p>第三百十四條第三項</p>	<p>所得税につき</p>	<p>同法</p>	<p>所得税の額</p>	<p>第三百十四條第一項の規定</p>	<p>第四十一条の三の四第一号</p>	<p>第三百十四條第二項の規定</p>	<p>同項第一号</p>
<p>第三百十四條第三項（特別措置法第十六條第二項において準用する場合）</p>	<p>所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき</p>	<p>所得税法</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額の合計額</p>	<p>第三百十四條第一項の規定及び特別措置法第十六條第一項の規定</p>	<p>特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第一号</p>	<p>第三百十四條第二項（特別措置法第十六條第二項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）の規定</p>	<p>所得税法第一百一十一條第二項第一号</p>

	<p>第四十一条の三の六第六項</p>		<p>第四十一条の三の七第一項</p>		<p>第四十一条の三の七第二項</p>
<p>同項に</p>	<p>第四十一条の三の四第二号</p>	<p>規定に</p>	<p>所得税の額</p>	<p>所得税の額</p>	<p>第四編第二章第一節の規定</p>
<p>合を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>所得税法第百十四条第三項に</p>	<p>特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号</p>	<p>規定並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第四項において「特別措置法」という。）（第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定に</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額の合計額</p>	<p>第四編第二章第一節の規定並びに特別措置法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定</p>
<p>所得税の額</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額</p>

<p>第四十一条の三の九第二項</p>		<p>第四十一条の三の九第一項</p>	<p>第四十一条の三七第四項</p>				
<p>所得税の額</p>	<p>第四編第三章の二の規定</p>	<p>所得税の額</p>	<p>規定に</p>	<p>所得税の額</p>	<p>規定により</p>	<p>同節の規定</p>	
<p>所得税及び復興特別所得の額の合計額</p>	<p>第四編第三章の二の規定及び特別措置法第二十八条第一項の規定</p>	<p>所得税及び復興特別所得の額の合計額</p>	<p>規定及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第四項において「特別措置法」という。）第二十八条第一項の規定に</p>	<p>所得税及び復興特別所得の額の合計額</p>	<p>規定並びに特別措置法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定により</p>	<p>同節の規定並びに特別措置法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定</p>	<p>得税の額の合計額</p>

2
5
13
省
略

省 略	第 四 十 六 号
省 略	
省 略	
省 略	

2
5
13
同
上

同 上	
同 上	
同 上	
同 上	